

令和4年第5回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月27日(金) 午前8時25分から午前8時40分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (9人)

11番 水谷 茂樹 (会 長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (2人)

4番 植松 春雄	5番 澤田 正人
----------	----------
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	北清 裕邦 藤崎 正雄
第 2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 川本局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
第 7	議案第15号 農地所有適格法人の要件確認について	
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和4年第5回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、9名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>1年で最も忙しい時期と言うことで、疲れもピークに達しているかと思いますが、よろしくお願ひします。議案も少ないので出来るだけ短い時間で終わらせたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和4年 第5回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 北清委員・藤崎委員にお願ひ致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願ひ申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>5月の農政報告をさせていただきます。先ほど5月15日現在の普及センター発表の生育状況並びに5月25日の技術対策について配布させて頂いております。水稻の生育につきまして、ななつぼしにおいては平年並みとなっております。また、農畜産物直売所みのりっち北竜が5月14日にオープンしておりますので、ご利用をお願ひします。今年のひまわりまつりにつきましては、4月28日の観光協会総会においてひまわりフェスタ等の一部イベントは難しいとの結果となっておりますが、7月23日から8月21日迄の30日間ひまわりの里並びに観光センターをオープンし開催することをご報告し、以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願ひします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。 【4ページ朗読】</p>

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、議案2件の審議に入ります。

議 長

日程第6 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

事務局長

5ページをご覧ください。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和4年5月27日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-売-12

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和4年5月30日です。

対価の支払期限は、令和4年10月31日です。

売買価格は、2,130,000円です。

土地の所在は、美葉牛189番地1 外5筆、
畑が6筆で 面積は87,778㎡となっております。

資料の1ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号4-売-12承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-売-12について承認いたします。

日程第6 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については承認いたします。

日程第7 議案第15号 農地所有適格法人の要件確認について事務局より説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

議案第15号 農地所有適格法人の要件確認について

農地法第6条第1項の規定により報告のあった別紙農地所有適格法人について、同法第2条第3項の規定に基づく要件の確認のため審議する。

令和4年5月27日提出

8ページをご覧下さい。

現在、農地法第3条許可等により農地を所有・利用している農地所有適格法人は13法人であり、それらの法人は毎年事業の状況その他定める事項を毎年農業委員会に報告する義務があります。

資料3ページをご覧下さい。農地所有適格法人の要件として、次の4つの要件全てを満たすことが必要となります。各要件については資料でご確認ください。

なお、確認書の提出を受け、その法人が要件を満たしていない、満たさなくなる恐れがある場合は農業委員会として勧告等の行うこととなります。

資料4ページからは各法人の確認書を付けております。事務局にて要件確認を行い、各要件の適否欄に○を付してありますので、確認書の内容を含め、ご審議頂きたいと思えます。

以上説明とさせていただきます。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

議案第15号 農地所有適格法人の要件確認について承認致します。

以上で第5回農業委員会総会終了致します。

議 長

3 番委員

6 番委員
